

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 3 9 号	特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該条例に規定する一部の職と一般職の職員としての職を兼ねることとなった職員に対して、当該条例を適用させる必要が生じたことから、当該条例について所要の規定の整備を行おうとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>  選挙に係る下記の非常勤特別職を常勤一般職の職員が兼ねる場合については、当該非常勤特別職の職に係る報酬を支給することができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 投票所の投票管理者</li> <li>(2) 期日前投票所の投票管理者</li> <li>(3) 投票所の投票立会人</li> <li>(4) 期日前投票所の投票立会人</li> <li>(5) 指定病院等における不在者投票の外部立会人</li> <li>(6) 開票立会人</li> <li>(7) 選挙立会人</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和 2 年 4 月 1 日</p>